

「モラルハザード」の両義性

「事故米」報道は何を伝えたのか (6)

戸 倉 恒 信

Tokura Tsunenobu
 (台湾大学歴史学研究所博士課程)

六、「事故米穀の不正規 流通問題」の構造

問題の輪郭が明らかになってきたので、あらかじめ第二節で挿入しておいた『内閣府の「お詫び公告」』を振り返っておこう。ここには、一方で食品衛生法上問題のある「事故米」が国外へ流通してゆく可能性を残しつつ(第三項)、他方で残留農薬やカビ毒のヒトの健康への影響を論じる(第二項)には国内/外という前提は不要となるというアポリア

が認められる。政府の広報担当は、世の中が事故米を「輸入米」から演繹したのだから、それを国内から排除すれば問題は解決され、人民は安堵すると考えられたのだろう。所詮、自省の内容が『新聞』の「第一報」に縛られているのだから、術語の精査などしないほうが公告の自己完結性を保てるのは確かである。だが「ヒト」の健康への影響評価が必ずや排除すれば問題はなくなる、という思考法には根本的な誤りがあ

る。だから敢えて“政府はなぜ「輸入米」を表象化するのか”と設問すれば「今回の問題」構造が顕在化するはずである。事の起因をMA米に収斂させた「市民」の代弁者は、もし該広告に挿入されている『リスク評価表』や『流通経路表』を見て安堵されたのなら、今後は聞き分けのよい「国民」の代弁者であられるよう提言したい。「ヒト」を観念的に統制するのが『政府公告』の所期目的なのだから、そこに存在する齟齬を指摘するヒトは、予見される「国

民」ではないからである^①。そもそも米穀とは、消費される一定量の不足/過剰を鑑みて「消費地」との間で移出/入されるのだから、「輸入米」がいかなる理由を伴わせて「事故米穀の不正規流通問題」の主犯格へと祭り上げられたかは思考しておく必要がある。もちろん、私は米穀の「不正規流通」が「輸入米」に起因すると考えてこのようなことをいうのではない。そういう安易な結論を受容しても、思考の停滞はしないと言っているだけで

ある。最終節では『政府広告』内に
ある「輸入米」が、歴史的にいかな
る性質を含みもっていたのかをひも
解くことを課題に、まず「第一報」
がいかんして成立していたのかをト
レースすることから始めたい。

三笠フーズを介して事故米穀の不
正規流通問題が「事件」として世に
報じられるのは「2008年9月6
日」である^②。しかし、これを第一
報の日だとするのは、単に「事件」
がその時を以って構成されるからで
はない。草の萌芽には更新されない
宿根があるように、第一報とはある
事件の結実として一定の基礎的知識
の「上」に構築されるのである。だ
から「第一報」が何を代謝したのか
は、それまでに顕在していた知識を
もって検証可能となる。この「第一
報」の前日(9月5日)には、そうい
う軌跡ははっきりと残されている。

日本国内では、コメの消費量が減
少傾向にありコメ余りが常態化し
ている。ミニマム・アクセス米は、
主に味噌や米菓などの加工用、途
上国への援助用に使われている
が、販売しきれず今年3月末時点

で約1300万トンが在庫として
積み上がっている。また、コメ不
足に苦しむフィリピンを支援する
ため、輸出国である米国の要請に
基づき、日本はミニマムアクセス
米の在庫から20万トンを割安で売
却することを決めた^③。

この「読売新聞」の記事には「食
の安全」や「消費者の不安」はもと
より、「汚染米」という意味的限定
のない用語、また「不正規流通」と
いった語の出現もない。しかしそれ
とは対照的に、第一報をもって消失
する「援助用」という道義的範疇
が、M A米を転売してゆく立派なグ
ローバル・スタンダードとして出現
している。国際的な視野から「コメ
不足に苦しむ」隣国を気遣う「支
援」というカテゴリーが、まさに
「転売」の際に要求される「国際規
格」になっているのである。換言す
ると9月5日の記事には、M A米が
滞貨となつていることや主として加
工用利用されること等について、
別段「事故米穀の不正規流通問題」
というフィルターがなくても認識で
きたことが表されていて、「第一

報」とは滞貨している輸入米を「支
援」と称して国外に転売している現
実を「無視する」ことで構成されて
いた。「非食用」へと選別されたM
A米の一部が「食用」に作られるプ
ロセスを「不正規流通」と呼ぶ、そ
ういう国内法に固執する問題提起
が、「検査」を通過して内貨になる
時点では食用でも、漸变的に非食用
へと転換してゆくことを忘却させた
ように、この「第一報」から生じる
知的閉鎖は、不快を呼び起こすモノ
全てを輸出国へ返送すれば問題は全
て解消するという結論を自明化し、
「輸入米」が輸出される現実とその
社会的動機を不問にしたのである。
従って日本「へと」転売され、日本
「から」転売される輸入米が、いか
なる社会的契約の下で発生している
のかに関心を抱かない限り、この
「第一報」を構成するファクターを
掌握することはできない。

まず、視点を「復興期」に戻して
思考してみることにしよう。当時の
「コメ不足に苦しむ」日本の状況は、
まさに如上のフィリピンの例を焼き
直した状態だった、というのは知ら
れる通りである。しかし、それは方

法としてそうなのであって、実体と
してそうなのではない。なぜかとい
うと、当時の日本社会が向き合っ
ていた「安全」上の課題には、余剰穀
物の処理問題があったからである。
1954年当時の日本の輸出入は、
例えばイランから食糧の輸入を行わ
ない限り、イランも日本から繊維製
品の輸入許可をしないという要請の
下で政府はイランから米を購入して
いて、取引はバーター、スウィッチ
(仲介貿易)を条件に行われている^④。
その法的な機制については後述する
として、先にセイロン政府との輸出
入交渉において、日本政府が滞貨と
して保有している米とセイロン政府
が中国からゴムとのバーターで輸入
する米とを等量交換した事例につい
て、『産業経済新聞』の描写した「理
由」説明を見ておこう。

……イラン米は前年度の輸入実績
では黄変米が多く品質もあまり好
ましくないで、丁度セイロンが
ゴムとのバーターで米を輸入する
ことになっていたので、セイロン
の好むイラン米を同国に渡し、代
わりに中共米を日本が受け取るこ

とになったものである⁶⁾。

ここに出現する現実が果たして「正規流通」であるか否かを、個々のバター契約の内容に照らして吟味している暇はない。差し当たって行うべきことは、この種の記事が出てから日本の社会にいかなる問題意識が生まれたのかを捉え、昨年9月6日を始点に出現する「不正規流通問題」に反射させて、先の『政府公告』が取り残している問題を明らかにすることだからだ。

まず、この記事の報じられた1954年4月、『新聞』各紙は特に「品質もあまり好ましくない」滞貨を、それよりも良いと看做されるものへ等量交換する取引の正当性を「事件化」していない。品質の良し悪しが産物の嗜好によって凌駕されるといふ論法は、「たとえ劣化している也好む」という命題を互恵化することになるはずなのに、である。確かに、当時はアメリカでの三等米はピルマの一等米と看做したように、移し出地と仕向地における規格の相対認識はもとより、バターの等価基準をどこに据え置くに至るまでが試

行錯誤の中にあつた。ただ、そういう事実をもって、これが「通常取引」であつたことを立証できたとしても、等量交換が等価といかなる距離関係にあるべきか、という思考を埒外に置く「理由」は問題化でき

るはずである。「品質もあまり好ましくない」米を輸出すること、滞貨している輸入米を「援助」名目で他国へ叩き売る場合とは、前者に外貨流出の阻止と滞貨の転売を同時に行える好条件があり、また後者には通常取引の「枠外」で在庫処分が出来る好条件があつて、いずれにしても「自国にとっての好条件」が等量・等価の成立根拠なのだから、そういう米を「国内」に流通させないという所期目的においては両者に矛盾はない。つまり戦後の日本は、「たとえ劣化している也好む」というコセンサスの下で、世界の余剰物資を合法的に輸出/入する活動に加担していたのである。したがって「事故米穀の不正規流通問題」で事故米を「輸入米」へと収斂させる場合には、外米輸入の方式を特殊貿易へ特定してゆく試行錯誤が、虚心な「等価」という観念を認識軸とする相互

性に依らない意識にメスを入れなければ、問題の生成核に接近することはできない。

戦後の「復興期」を食糧不足に苦しむ日本として実体化できない所以は、当時の「食糧」認識が、国内での「凶作/豊作」認識と、他国から発信される「凶作/豊作」情報との関係で移出/入量を取り決められ、国内的な「不足/余剰」認識が、そのまま国際的な「不足/余剰」認識と不可分な関係を呈するからである。特に50年代の食糧問題とは、アメリカで1951年に制定された「相互安全保障法」(Mutual Security Act)に基づき、いわゆる「凶作/豊作」認識から切り離される余剰農産物を、「正常取引」のカテゴリーを阻害しない条件下でいかに移出/入せしめるか、という命題から生み出されていた。「黄変米」が本格的に事件化する1954年が、新安保条約の前に調印されたこのMSA協定締結の年であることを考慮すれば、余剰物資の移出/入という命題を無視して事故米穀の「不正規流通」問題を語ることは、即ち社会不安の造成が余剰農産物の海上流

通量を増加させている構図を埒外に置く態度を意味したというわけである。この種の構造が国内的に連鎖している様子は、例えば、食糧庁は1953年米穀年度の需給バランスを内地米の「供給不足」と認識している、政府は生産地への外米配給を決め、既定計画を大幅に上回る外米の買付けを行っている部分に認められる。ただ、この対応は方法としては妥当であつた。なぜなら当時の日本政府が向き合つた現実には、供出事情から公言されてゆく「凶作」認識が、かえって生産地における米価の低下を呼び込むというアポリアだったからである。当時の『朝日新聞』は生産地への外米配給を捉えて国内の「余剰米」の扱いを以下のように報じている。

秋田県では大正年間の凶作の時以来、外米にお目にかかるのは初めてだと珍しがっている消費者もあり、一般は配給米同様の値段でヤミ米が買えるために外米を全然相手にしていない。とくに産地に行くと内地米でも配給辞退があるくらいで「外米などは袋に入ったま

まどこかの倉庫に積込まれ、やがては送り返されるのがオチだろう」ということだ。岩手県でも冷害と
いいながら収穫は九分作で農家の
隠し米もかなり多い(下略)……⁶⁾。

ここには国内生産高の算出根拠となる県内生産高に「隠し米」をどこまで加味するかという「不正規流通」に対する政府の「苦慮」が垣間見えよう。隠されたモノを一旦把握すれば隠されたモノではなくなるわけで、何を根拠に「正規流通」として認識するかは、すなわち「制度」の抱える問題となるからである。だから国内の生産高をもって、国内における需要が満たせるか否かは、「制度」の上では報告される数字のみを頼りにすることで方法化するのである。当時、食糧庁は供出割当量の過小報告が県知事の「政治手腕」だと容認したことから知り得るように⁷⁾、「凶作／豊作」認識のもつアポリアは、食糧制度の破綻と同時に「制度」改変の契機をも示唆していたからである。即ち、生産地からの虚偽報告を「額面どおりに」認識してゆくことで、生産地における

「ヘンクリ」が政府以外への売米を生み、生産地に配給される米がダブつく構図をアイロニカルに露呈させてゆくという意味において。

しかし『新聞』が吸い上げた知識は「制度」改変の契機でもなかった。例えば、当時の主婦連は「輸入米」が生産地でダブっているにもかかわらず、「殺人的な黄変米の配給をやめて内地米と変わらぬ中国米を輸入する」という決議を行っている⁸⁾。一見すると「黄変米＝輸入米」といった恣意はなかったようにも読みとれるが、ここにいる「中国米」とは、意味の上では「移植した内地米」から演繹される「北支米」を指していたのである。つまり「コメ不足の日本」を実体化して、「輸入米」によって定量を補うことができないと判断すれば、モノに向き合うことを辞めて「内地米」によって内地米を補完する認識論上のカテゴリーをデッチ上げるのであった(これぞまさに「込米」の奨励)。しかし、こうなると先の報道における「袋に入ったまどこかの倉庫に積込まれ、やがては送り返される」余剰米が、「内地」という枠組みをもって囲い

込んだ北支米を指すのか、それ以外の諸国から運ばれてくる輸入米なのか、あるいは配給辞退される内地米か、はたまた準内地米と称された米であるのか、全く訳が分からなくなってくる。だから、政府が「事故米＝輸入米」が観念的に「余剰米＝内地米」と混淆してゆく現況に思慮を巡らしたのかは定かではないが、1

955年夏に各紙は一転して「内地米の戦後最高の大豊作」を伝え、「凶作／豊作」という二極論に随伴して黄変米が紙面に「出／没」した。ある年に事故米転売を事件化し、年が明ければ問題を忘却する振り子報道は、別段今に始まったステレオタイプではない。結局のところ「凶作」認識されて隠し米が増加し、正規・不正規を問わず米が滞貨してゆくのであれば、「内地米」として輸入された「中国米」が「豊作」認識されてどうなるのかに関心を抱かない態度が、そもその問題の端緒ではないのか。

端緒といえば、それは供出割当量の過小報告が知事の政治手腕として評価されるように、「内地米と変わらぬ中国米を輸入する」陳情が、滞

貨しているイラン米との等量交換をポジティブに評価できた「国産志向」にある。セイロンの「好意」で輸入された「中国米」のコンディションは、実際にはイラン米と五十歩百歩であったことは論じるまでもないが、パートナーされた「中国米」は、意味の上では「北支米」ではなく、「中南支米」だったことが「中国米」から黄変米の出現した「理由」だとされ、世論はその説明に納得していたようである⁹⁾。つまり「移植した内地米」には「殺人的な黄変米」は含有せず、等量で引き渡す米に「殺人的な黄変米」含有の可能性がある「輸入米」であっても不当利得にはならない、というのが「Mutual Security」の精神であり、それと表裏を成すのが「国産志向」の内実なのである。

だから、「政治的な意味」においては妥当性がある。だとすれば、中南支米とイラン米とのパートナーは、船会社や乙仲にとって実入りがあるだけで、「国内的な意味」は北支米を内地米へ包み直して安堵する観念上のパートナーでしか理解できなくなる。ならば相互交渉と物々交換という実体の伴わない符号交換のゲーム

が、「婆抜き」のパロディでなくて何だというのだろう。お互いに抱える「ジョーカー」をバスターするのが互恵の内実であるのは、日本語包装に替えられた「中国製」加工食品が、台湾へ転売されて事件化するように(第三節を参照)、「内地米」へと包み直される「中国米」が、時の流れと共に安堵／不安をもたらすリスクの表象であることから理解できよう。半世紀前の「中国米」は両義的に認識されたが、そもそも北支米は内地米ではないし、菌や孢子が中国米の「日本性」を好まなかったわけでもない。ならば「事故米穀の不正規流通問題」を受けた『政府公告』に疑問を抱けない記者や識者とは、単なる「聞き分けのよい国民」を代弁しただけではないのか。「コメ不足に苦しむフィリピン」に「好意」を装い、M A米を廉価販売するのが果たして「正規流通」によるものか否かは論を俟たない。「私利」を等価基準にする取引が相互不信を生もうとも、それが国家間における「常識」なのだから、そこに詐欺罪が成立するはずはない。

そもそも「不信」というのは、有
限的なモノとモノとの等価性をお互いに認め合ってゆく交換のプロセスからは発生しない。不信とはカネを媒介させ、あらかじめ手前勝手に決めた規格をもって新品を盲目的に求める態度から生じている。無論、ここで私はモノだけに言及しているのではない。現代における人と人、人とモノとの精神的な格闘プロセスの欠如を揶揄してそういうのである。物事をすぐに単純化し、当たり前の事柄を忘却し、結論を前提化し、隙があればフェアな論争の契機を廃除し……、そういう思考を伴わないモノの表象化が官民参与の符号の着せ替え行為を助長させていることだけは、今回の「事故米」報道から伝わってくるのである。

おわりに

昨年事故米穀の「不正規流通問題」報道は、国内における輸入米「流通」事情を伝えたに過ぎなかった。しかし、「汚染米」を語る主体が終始汚染していない米の所在を画定できなかつたように、そもそも何が「不正規」でないかに答えない報道は、自らの全ての言説が同時に「正規」であることを自明化していた。換言すると、意味的に制限のない価値判断の措置とは、「不正規」を場の雰囲気、赴くままに決定する便乗精神以外の何者でもなかったのである。だから検討の加えられた具体的内容も、所詮は「流通」先リストの公開基準や、「流通」履歴の制度化など、まさに「流通」を事件化し、何を根拠に「不正規」だと認識するかが検討された上で構成される問題ではなかった。言うまでもなく「流通」経路が認識できれば「正規／不正規」が自ずと定まるなどと考へるのは、「不正規流通問題」に取り組む者の怠慢である。

こうしてみると、現代のリアリティーとは「国産志向」や「地産地消」した地口(じぐち)が生み出す齟齬の滑稽だと感じてならない。否、感じるだけではない、実際にそうなのである。例えば今年初め、和歌山県田辺市が給食に使用する食肉を「県内産」に指定し、「県内産」の確保が困難であることから納入業者が「産地偽装」をして事件化している。もちろん納入業者の「偽装」ではない。偽装という行為を誘発させる「制度」の成り立ちを思考しない傍観主義が「事件」なのである。「正規流通」と看做される出来高を集計し、県内における需要が満たせるかを鑑みる態度には、「正規／不正規」が何を基準に認識されるのかを「考える」契機を含んでいた。しかし問題を受けた市教委は、納入業者を指名停止処分にして、手前勝手に定めた「県内産」を「国産」にあらためることで事態の収拾を図ったとされる³⁰⁾。「黄変米」の問題では「北支米」を「内地米」へ包摂したのと同様に、危険は「県産」奨励が呼び込んだのだから、それでは「国産」をもって危険発生の契機を少なくすればよいと考えたのであろう。ある奨励活動への便乗行為は、このように思考の契機を奨励活動の内部へと埋没させてゆく。だから制度的アポリアの生成核がどこにあるのかを掌握することもなく、循環論証(思考停止)が空しく拡大再生産されてゆくのである。

「国内産」にあらためるアナロジを生子、それに便乗する人・モノ・事を処分する報道プロセスを代謝していた。だから「危険」を減らすには、動もすれば「国産」を「東アジア産」へとあらためれば担保できるといった、趣味の悪いの世界観が再生するのも時間の問題かもしれない¹⁰⁾。しかし、ヒトの健康への影響に対する「安全」が、なぜそういう「ゲオポリティーク (Geopolitik・地政学)」を媒介することでしか保障できないのかについては、一方で国産への偽装を事件化する媒体が、他方で国産志向を先導しているのと同様に奇天烈で、誰もこれを国益追求のナルシズムだとは口を割らないはずである。こうした循環論証の呪縛から、この国の「市民」はいつになったら解放されるのだろうか。

(おわり)

参考文献

(1) 「市民」とは、国家に包摂される physical な納税者や有権者を指すのではない。「市民」による運動とは、「国民」への共感プロセスとは異質のものである。「市民運動」

とは、一人一人の思想的向上の格闘過程を目的とするのであって、強固な制度・組織への精神的収斂を目標とするのではない。それは人民が国家・制度・組織のもたらす一切の抑圧に対して自主的に行う「恒久的な働きかけ」を意味している。例えば、森永ヒ素ミルク中毒事件(1955)が表面化して間もなく「恒久的な働きかけ」の運動主体(守る会など)が生まれるが、それから十数年を経て国・森永・守る会の三者で『恒久的救済対策案』に対する一定の「合意」が得られ現在に至っている。しかし近年に「守る会」が掲げた理念を見ると、「慰謝料要求の放棄」こそが「高い倫理性」によるのだと位置づけられ、この選択が「国民的合意」に繋がるのだと認識されている。被害者の「恒久的救済」を追及するという「高い倫理性」が、何故「国民的合意」に収斂するのかは、73年の「三者合意」認識によって市民の精神が解消され、国民への「共感」に摩り替っている状況に答えを求めることができる。このように「市民運

動」が聞き分けのよい「国民運動」へと包摂される原理は、日本に蔓延る調停主義の伝統を埒外に置いて把握することはできない。『国民的合意』とは何か、森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会『ひかり』第451号(2006年11月20日)を参照。
 (2) 農水省は「9月5日」に三笠フーズへ回収指示命令を出し、その翌日に『新聞』はこれを「事件化」するのである。当たり前のことであるが、報道による事件化は、事件の発生認識に先行しない。
 (3) 『コメ輸入「最低枠」届かず』、『読売新聞』(2008年9月5日)
 (4) 当時、通産省は印仏、中共、スペイン、イタリア、中南米諸国からの外米の輸入方式を変更して、特殊貿易による場合のみ認める決定をしている。『特殊貿易に限定外米の輸入方式を変更』(1954年7月16日)、『仏印米輸入は輸出と同額のパートナー』(同年7月21日)を参照、共に『産業経済新聞』所収。
 (5) 『米の交換とまる』、『産業経済新聞』(1954年4月8日)

(6) 『米どころ外米騒動』、『朝日新聞』(1954年5月18日)
 (7) 『米産地にダブつく』、『朝日新聞』(1954年1月25日)
 (8) 『むしろ中国米を』、『産業経済新聞』(1954年8月2日)
 (9) 1954年8月の決算委員会で、保利農相は所謂「中共米」に言及し、「中南支のものに黄変米が発見されている。数量は二万数千トンでセイロンの好意で輸入している。いわゆる中共米とは北支米のことだと思いが、これは移植したもので内地米と全く同じで五千トンほど入っている」としている。
 『中共米の輸入を考慮』、『毎日新聞・夕刊』(1954年8月16日)
 (10) 吉野茂毅、最上聡『給食で「地差地消」偽装』を参照、『毎日新聞』(2009年2月5日)
 (11) 実体的な「東アジア」認識が「東亜」認識の複製品である所以は、「北支米」の黄変しない「理由」が内地米を中国まで延長させたように、文化、経済及び軍事に於ける自国の中心性、及び精神的優越性を、この枠内にある隣国に対し誇示できるからである。